

平成 27 年 11 月 20 日

各 位

茨城県信用組合

不祥事件の発生について

この度、弊組合におきまして、元職員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。

公共的な役割を担い信用を第一とする地域金融機関として、このような事件を発生させましたことを、役員一同深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしましたお客様をはじめ、日頃からご支援ご愛顧を賜っておりますお客様や組合員の皆様に、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

(1) 発生店舗

神栖支店、多賀支店、中根支店、取手支店

(2) 発覚日

平成 27 年 9 月 4 日

(3) 事故者

元職員（50 歳男性、渉外係主任）

(4) 発生期間

平成 18 年 2 月 1 日～27 年 8 月 28 日（9 年 7 ヶ月）

(5) 事故金額

累計事故金額 4, 480 万円

顧客先数 66 先

(6) 事件の手口

事故者は、お客さまから依頼された普通預金等への預入金や不正に取得した普通預金払戻請求書による払出金などを着服・流用していたものです。

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫びを申し上げ、弊組合が被害金全額を弁済いたします。

3. 警察への通報等

事件発覚後、速やかに監督官庁へ報告、届出を行いました。また、所轄の警察署に被害届を提出する予定です。

4. 事故者および関係者の処分

不祥事件の当事者（元職員）につきましては、平成 27 年 11 月 10 日付で弊組合の就業規則に則り懲戒解雇処分といたしました。また、今回の不祥事件の責任を明確にするため、関係者につきましても、今後厳正な処分を行うこととしております。

5. 今後の対応

弊組合は、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて内部管理態勢のなお一層の充実・強化に努めるとともに、信頼回復に向け総力を挙げて取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

報道機関のお問い合わせ先 総合企画部

電話番号 029-231-2131

お客様専用のお問い合わせ お客様相談室

電話番号 0120-310-206 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9:00～17:00

以上